

1 平成30年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{きん} 団体	2	1	1	0
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		5	4	1	0
	指導事項	出資・出捐 ^{きん} 団体	7	6	1	0
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	2	2	0	0
	計		10	9	1	0
	検討事項	出資・出捐 ^{きん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐 ^{きん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		3	3	0	0
	指導事項	出資・出捐 ^{きん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		2	2	0	0
	検討事項	出資・出捐 ^{きん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		20	18	2	0	

※「今回措置を講じたもの」については、令和元年10月2日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

平成 30 年度

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
農政課	一般社団法人岐阜県農畜産公社	平成 29 年度の決算において、平成 28 年度に取得した車両 2 件に係る耐用年数を誤り、また、取得時点での最新の償却率を適用すべきところ従前の償却率を適用していたことにより、減価償却額が 716,984 円過大となっており、固定資産の帳簿価額が過小に計上されていたので、速やかに措置するとともに、減価償却資産について、固定資産管理台帳を精査し、正確性を確保するなど、今後は適正に処理されたい。	<p>指摘事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>今回の指摘を受け、適用すべき償却率について再度確認を行った。</p> <p>平成 24 年 4 月 1 日の税制改正により償却率が変更になっており、指摘を受けた車両 2 件を含め 23 件の修正があることが判明した。</p> <p>この 23 件の減価償却資産については、改めて正規の耐用年数及び償却率を確認した上で、再計算を行ったところ、減価償却額が平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間にわたって 2,975,491 円過大となっていたので、平成 30 年度決算にて過年度減価償却費 2,975,491 円の修正を行った。</p> <p>今後は、減価償却資産の取得時に当該資産の区分、耐用年数及び償却率を公社と税務処理に係る事務等委託業務契約を結んでいる公認会計士に確認をいただき、各年度の決算時においても再度会計士のチェックを受けることとし、正確性を確保するように改める。</p>

(2) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
医療福祉連携推進課	公立大学法人岐阜県立看護大学	平成 29 年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 未収入金の取消し処理を行わなかったこと及び未収	<p>指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。</p> <p>1 過大に計上されていた未収入金は、平成 30 年度分の雑損として会計処理を行った。</p>

		<p>入金収入時の仕訳処理を誤ったことにより、計4件38,923円が過大に計上されていた。</p> <p>2 自動販売機設置事業者等が負担すべき自動販売機等の電気代について、振替伝票への記載を誤ったことにより、立替金が300円過大に計上されていた。</p>	<p>2 自動販売機等電気代の立替金過大計上については、平成30年度分の雑損として会計処理を行った。</p> <p>今後は、未収入金処理において、取消し処理忘れや仕訳処理誤りのないよう、総勘定元帳を複数人で確認し、適正な処理を行う。</p> <p>立替金処理においては、平成29年度の立替金過大計上は振替伝票への記載誤りが原因であったため、処理の際は複数の職員で確認し記載誤りがないよう努めるほか、決算時に当該年度分を検算する等、適正な処理を行う。</p>
--	--	--	--